

両国屋内プール条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>（利用の不承認）</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（指定管理者の指定の手續）</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次の各号のいずれにも該当すると認められたものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、両国プールの効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平 日</td> <td>1コース、1回、2時間以内</td> <td style="text-align: center;">2,200円</td> </tr> <tr> <td>全コース、1回、2時間以内</td> <td style="text-align: center;">13,310円</td> </tr> <tr> <td>全コース、全日（午前9時から午後9時まで）</td> <td style="text-align: center;">66,550円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	利用料金	平 日	1コース、1回、2時間以内	2,200円	全コース、1回、2時間以内	13,310円	全コース、全日（午前9時から午後9時まで）	66,550円	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 施設等をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第20条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、両国プールの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>別表</p> <p>1 貸切りの場合の利用料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">平 日</td> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">12,100円</td> </tr> <tr> <td>〔同左〕</td> <td style="text-align: center;">60,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	利用料金	平 日	〔同左〕	2,000円	〔同左〕	12,100円	〔同左〕	60,500円
区 分	単 位	利用料金																			
平 日	1コース、1回、2時間以内	2,200円																			
	全コース、1回、2時間以内	13,310円																			
	全コース、全日（午前9時から午後9時まで）	66,550円																			
区 分	単 位	利用料金																			
平 日	〔同左〕	2,000円																			
	〔同左〕	12,100円																			
	〔同左〕	60,500円																			

土曜日・ 日曜日・ 休日	1コース、1回、2時間 以内	2,530円
	全コース、1回、2時間 以内	16,060円
	全コース、全日（午前9 時から午後9時まで）	80,300円

付記

- 1 単位の時間を超えて利用する場合の  
利用料金の額は、所定の利用料金の額  
に、超過1時間までごとにつき、次の  
区分により定める額を加えた額とする。
  - (1) 単位の時間が2時間以内である場  
合 所定の利用料金の額の5割相当  
額
  - (2) 単位の時間が全日である場合 所  
定の利用料金の額の1割相当額
- 2 区内に住所を有する者その他の規則  
で定める者以外の者が利用する場合の  
利用料金の額は、この表に定める額  
（付記1の規定による額を含む。）に  
当該額の5割相当額を加えた額とする。

## 2 貸切りでない場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
一 般	1回	410円
中学生以下 及び区内に 住所を有す る65歳以 上の者	〔略〕	〔略〕
規則で定め る者	〔略〕	〔略〕

付記

〔略〕

土曜日・ 日曜日・ 休日	〔同左〕	2,300円
	〔同左〕	14,600円
	〔同左〕	73,000円

付記

- 単位の時間を超えて利用する場合の利  
用料金の額は、所定の利用料金の額に、  
超過1時間までごとにつき、次の区分に  
より定める額を加えた額とする。
- (1) 単位の時間が2時間以内である場合  
所定の利用料金の額の5割相当額
  - (2) 単位の時間が全日である場合 所定  
の利用料金の額の1割相当額  
〔新設〕

## 2 貸切りでない場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
一 般	〔同左〕	380円
中学生以下 及び区内に 住所を有す る65歳以 上の者	〔略〕	〔略〕
規則で定め る者	〔略〕	〔略〕

付記

〔略〕

## 付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、  
なお従前の例による。